

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

規 則	
秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則（五八・総務課）……………	1

規 則

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十五年七月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十八号

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則

秋田県チーム設置規則（平成十三年秋田県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。
 第一条の表に次のように加える。

建設交通政策課

秋田・韓国交流促進チーム

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

第八条 秋田・韓国交流促進チームは、組織規則第十二条建設交通政策課の項第九号に掲げる事務のうち、大韓民国との国際定期航空路線の利用の促進に関する事務を分掌する。

附 則

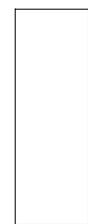
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 （秋田県財務規則の一部改正）
 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一建設交通部の項中

に改める。



を

秋田・韓国交流促進チームリーダー

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄